一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二又谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市山南町奥野々
字山鼻　四六〇番
字山端　一〇六八番
一〇六六番一
一〇六七番
字狼谷　一一一六番四
字坂ノ下　一〇六五番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大山谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市春日町山田
字大山　一五一六番　一号から六号まで及び十号から十二号まで
一五一四番　二号から九号まで
字小谷　一五三七番二
○国土交通省告示第九百二十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年八月十三日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田ノ小屋谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和四十年建設省告示第千七百号で指定した福知川に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県宍粟市一宮町福知
字田ノ小屋　一七五七番四六から一七五七番四九まで
四五八番一地先道路敷　四十四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鍋子川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県たつの市新宮町福栖
字鍋子　一〇〇八番一　一号
一〇〇九番二　二号
一〇一二番一　三号
一〇一五番　四号
字高畑　九一七番四七　五号及び六号
九一七番六三　七号
九一七番六五　八号
字大日南　一〇九六番三三　九号
一〇九六番二二　十号
一〇九六番二一　十一号
字奥鍋子　一〇二四番一　十二号
一〇二五番一　十三号
一〇四六番　十四号
一〇四七番二　十五号
一〇五一番一　十六号
○国土交通省告示第九百二十八号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年八月十三日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大畑瀞
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡十津川村永井
一三三番一〇　一号
一三三番一　二号
九七番　三号
五番　四号
二番一　五号
三番　六号
一番一　七号及び八号
奈良県吉野郡十津川村重里
五八八番一　九号
五八七番七　十号
五八七番六　十一号
五八七番四　十二号
五八四番二　十三号
五八四番六　十四号
一一〇八番地先河川敷　十五号及び十六号

○国土交通省告示第九百二十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年八月十三日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大草谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷字下皆草四六九番八地内四等三角点下皆草を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三一六度三分二〇秒　一号
八二六・八九三メートルの地点
標柱一号から二五四度二四分三三秒　二号
五〇・八七四メートルの地点
標柱二号から三二五度三〇分四三秒　三号
四四・八九二メートルの地点
標柱三号から三四三度四〇分五四秒　四号
一〇五・六六二メートルの地点
標柱四号から三四六度二一分二〇秒　五号
二〇六・九八九メートルの地点
標柱五号から三五五度一四分五五秒　六号
五九・七三五メートルの地点
標柱六号から八四度三六分五五秒　七号
二八・九四五メートルの地点
標柱七号から一七二度七分四〇秒　八号
四七・四二三メートルの地点
標柱八号から一六一度一五分四三秒　九号
一二七・四七〇メートルの地点
標柱九号から一四三度二二分四七秒　十号
二二二・四六四メートルの地点
標柱十号から二三五度三〇分四三秒　十一号
六五・三八九メートルの地点
ロ　広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷字下皆草四六九番八地内四等三角点下皆草を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十一号と十二号と十三号を結んだ線から標柱一号と十一号を結んだ線までの区間の河川敷
基準点から三一六度三分二〇秒　一号
八二六・八九三メートルの地点
標柱一号から五五度三〇分四三秒　二号
八・五八五メートルの地点
標柱十一号から一三〇度五七分四六秒　十二号
二三三・五四六メートルの地点
標柱十二号から二三度二四分一三秒　十三号
一六・一四〇メートルの地点
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
荒谷川
砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第百十四号で指定した荒谷川に掲げる土地の区域及び平成五年建設省告示第九百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内
字津江谷　八五三番　一号
字大杉　三七七番　二号
三八〇番一　三号及び四号
字平岩　甲八七五番　五号
八七六番一　六号
広島県広島市佐伯区五日市町大字上河内
字荒谷　二四五番一　七号
二四五番二　八号
字阿地伊畑　九一番　九号
二四四番三地先道路敷　十号及び十一号
八七番　十二号
八八番　十三号
字大谷　一〇三七番　十四号
字平岩　一六八九番一　十五号
一六八九番一地先道路敷　十六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
エセキ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和五十六年建設省告示第九百五十六号で指定したエセキ川に掲げる土地の区域を除く。）
広島県江田島市江田島町
字東江関　二四八三九番二
二四八三九番四
二四八三九番五
二四八三九番六
二四八三九番九
二四八三九番十
二四八五五番四
二四九四二番三
字西江関　二四九四二番三